

## ベビーシッター派遣事業割引券ご利用案内

認定NPO法人フローレンスは、平成29年度実施事業者である「公益社団法人全国保育サービス協会」のベビーシッター派遣事業割引券等取扱事業者として再認定を受ける見込みです。

ベビーシッター派遣事業割引券は保育サービスを利用された場合に1日1家庭1枚(2,200円)ご利用いただけます。ご利用内容・ご利用手順などは以下のとおりです。

### ■ ご利用内容

※月1回目の保育(初回無料枠)にもご利用いただけます。

(前月お支払いの月会費から、割引額の2,200円を返金いたします。返金方法は下記参照。)

ただし、ひとり親支援プランの方は月会費が2,200円未満のため、月1回目の保育利用時に利用料が2,200円以上にならないとご利用いただけません。

※月2回目以降の保育利用時の保育料が2,200円未満の場合、および交通費は対象外です。

※入会金・更新料・病児保育をご利用しない月の月会費・オプション料・キャンセル料にはご利用いただけません。

※割引券の交付日が利用日より後の場合や、有効期限が切れている場合はご利用いただけません。

※月会費のないプランの方は、1日の保育料が2,200円以上の場合にご利用いただけます。

### ■ ご利用の手順

- ① ご利用いただく割引券は、交付日・承認事業主名と社印・労働者氏名が記入されていること、有効期限内であることを確認してください。
- ② 割引券は1日1家庭1枚ご利用いただけます。
- ③ 割引券のご利用は、交付日が保育利用日以前または同日であることを確認してください。
- ④ 割引券は、保育当日に保育者にお渡しください。(できるだけ朝の引き継ぎ時にご用意ください)
- ⑤ 保育者は保育終了時に割引券使用報告用半券(左側半券)と、割引券本券(右側本券)のクローバーマーク欄に記入します。
- ⑥ ご利用者様は、保育者が記入した「利用日と利用時間」を割引券本券(右側本券)のハートマーク欄に転記してください。
- ⑦ 割引券を切り離して、割引券本券(右側の大きい券)を保育者にお渡しください。保育者がお持ち帰りいたします。

### ■ 割引金額の返金方法について

割引金額は、保育利用月の翌月のご請求時にクーポン利用料として反映(控除)いたします。

ただし、初回無料枠でのご利用については、保育利用月の月会費(前月お支払い月会費)との相殺となります。

例: 6月1日に初回無料枠でベビーシッター派遣割引券を使用する場合

前月お支払の6月分月会費のうち2,200円返金となりますが、実際に現金を返金するのではなく、7月のご請求分での相殺となります。